

## 埼玉県特定（産業別）最低賃金の申出協定書の最低額の比較（時給額）

## 1. 埼玉県非鉄金属製造業

令和4年申出の最低額	令和5年申出の最低額
1,038円	1,079円

## 2. 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

令和4年申出の最低額	令和5年申出の最低額
1,030円	1,072円

## 3. 埼玉県輸送用機械器具製造業

令和4年申出の最低額	令和5年申出の最低額
1,013円	1,056円

## 4. 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部品製造業

令和4年申出の最低額	令和5年申出の最低額
1,050円	1,070円

## 5. 埼玉県自動車小売業

令和4年申出の最低額	令和5年申出の最低額
1,021円	1,063円

令和5年 7月18日

埼玉労働局長  
久知良俊二 殿

上尾市二ツ宮656-2  
日本基幹産業労働組合連合会埼玉県本部  
委員長 卜部 勝則

さいたま市大宮区桜木町4-883  
J A M 埼玉  
会長 今井 信博

行田市埼玉4125  
全日本電線関連産業労働組合連合会埼玉地方協議会  
議長 廣瀬 裕

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項規定により、埼玉県非鉄金属製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

### 記

#### 1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県において、非鉄金属製造業（非鉄金属第1精錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者4,690名。

#### 2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県において非鉄金属製造業（非鉄金属第1精錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満及び65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3ヵ月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃又は片付けの業務
  - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

#### 3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金

#### 4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること

6. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②申出合意書及び委任状
- ③埼玉県における非鉄金属製造業の労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- ④所定労働時間数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

埼玉県における非鉄金属製造業（非鉄金属第一精錬・精製業、非鉄金属素材形材製造業及びその他の非鉄金属製造業を除く。）の労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における非鉄金属製造業（非鉄金属第一精錬・精製業、非鉄金属素材形材製造業及びその他の非鉄金属製造業を除く。）の労働者の概数

令和5年事業所調査

適用労働者数
4,690人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	8事業所	2,595人
合計	8事業所	2,595人

## 賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

非鉄

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間給 小数点切り上 げ	昨年時間額
1			177,150	7.75	157.58	1,125	1,086
2			174,000	7.83	161.24	1,080	1,064
3			180,000	8.00	161.00	1,119	1,087
4			180,000	8.00	161.00	1,119	1,087
5			174,000	8.00	161.33	1,079	1,038
6			178,000	7.75	157.58	1,130	1,054
7			185,000	7.75	157.58	1,174	1,073
8			169,300	7.50	156.09	1,085	1,047

2023時給平均	1114
2022時給平均	1067

令和5年 7月18日

埼玉労働局長  
久知良俊 二 殿

さいたま市浦和区岸町7-5-19  
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会  
埼玉地方協議会 議長 竹内秀之

さいたま市大宮区桜木町4-883  
J A M 埼玉  
会長 今井信博

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

### 記

#### 1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者35,360名。

#### 2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満及び65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃又は片付けの業務
  - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

#### 3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金

4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること

6. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②申出合意書及び委任状
- ③埼玉県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- ④所定労働時間数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

埼玉県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の労働者の概数

令和5年事業所調査

適用労働者数
35,360人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	29事業所	17,588人
合計	29事業所	17,588人

## 賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

## 電気機械

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間額	昨年時間額
1			175,000	8.00	161.33	1,085	1,060
2			160,800	7.50	150.00	1,072	1,041
3			173,500	7.75	153.70	1,129	1,070
4			173,500	7.75	155.00	1,120	1,075
5			173,500	7.50	150.00	1,157	1,124
6			173,500	7.75	155.00	1,120	1,075
7			173,500	8.00	158.00	1,099	1,045
8			173,500	7.75	155.00	1,120	1,070
9			185,000	7.75	153.45	1,218	1,174
10			173,500	7.75	156.29	1,111	1,066
11			173,500	7.75	155.00	1,120	1,075
12			178,000	7.75	154.35	1,154	1,063
13			173,500	7.75	154.35	1,125	1,070
14			173,500	7.75	154.35	1,125	1,070
15			173,500	7.75	154.35	1,124	1,074
16			172,000	8.00	158.64	1,085	1,034
17			173,500	7.75	155.00	1,120	1,070
18			169,000	7.75	156.29	1,082	1,069
19			173,500	7.75	154.35	1,125	1,070
20			169,300	7.75	156.09	1,085	1,047
21			173,500	7.75	151.13	1,149	1,074
22			173,500	7.75	155.65	1,115	1,066
23			173,500	7.75	156.29	1,120	1,070
24			200,000	7.75	154.42	1,296	1,296
25			173,500	7.90	158.29	1,097	1,052
26			177,500	7.75	153.68	1,155	1,104
27			173,500	7.75	155.00	1,120	1,088
28			*	7.75	155.00	1,075	1,030
29			185,260	7.83	156.01	1,187	1,102

2023時給平均	1127
2022時給平均	1078

令和5年 7月18日

埼玉労働局長  
久知良俊 二 殿

上尾市1-1  
全日本自動車産業労働組合総連合会埼玉地方協議会  
議長 二階堂 祐 輔

さいたま市大宮区桜木町4-883  
J A M 埼玉  
会長 今井 信 博

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

### 記

#### 1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自動車・同部分品経済活動を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者47,200名。

#### 2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自動車・同部分品経済活動を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満及び65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃又は片付けの業務
  - ロ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め又は運搬の業務

#### 3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金

#### 4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。



5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること

6. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②申出合意書及び委任状
- ③埼玉県における輸送用機械器具製造業の労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- ④所定労働時間数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

埼玉県における輸送用機械器具製造業の  
労働者の概数 及び 合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における輸送用機械器具製造業の労働者の概数

令和5年事業所調査

適用労働者数
47,200人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	26事業所	21,730人
合計	26事業所	21,730人

## 賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

## 輸送用

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	総賃給 中数点以上	通用労働者数	昨年時間額
1			192,830	8.00	162.67	1,186	4,163	1,124
2			173,700	8.00	162.67	1,068	314	1,020
3			181,837	8.00	162.67	1,118	356	1,038
4			180,100	8.00	162.67	1,108	1,583	1,071
5			189,540	8.00	162.00	1,170	1,913	1,100
6				7.83	159.93	1,111	256	1,069
7				8.00	162.00	1,100	180	1,040
8				8.00	162.67	1,063	175	1,040
9			173,000	8.00	162.67	1,064	1,432	1,033
10			171,000	7.83	161.89	1,056	856	1,013
11			177,700	8.00	162.67	1,093	295	1,047
12			177,700	8.00	162.67	1,093	87	1,047
13			169,000	7.83	159.21	1,062	192	1,062
14			172,090	8.00	162.67	1,058	365	1,017
15			192,830	8.00	162.67	1,186	4,983	1,124
16			192,830	8.00	162.67	1,186	1,685	1,124
17			184,000	8.00	162.67	1,131	126	—
18			170,000	7.75	160.17	1,061	281	1,031
19			169,800	7.84	158.92	1,068	384	1,031
20			173,000	8.00	163.33	1,059	28	1,050
21			179,000	8.00	164.67	1,088	72	1,088
22			176,792	8.00	162.67	1,105	815	—
23			175,410	8.00	162.66	1,079	57	1,063
24			175,000	8.00	162.67	1,076	596	1,024
25			176,900	8.00	162.67	1,088	266	—
26			171,000	8.00	162.67	1,062	270	1,039
							21,730	
						2023時給平均	1098	
						2022時給平均	1054	

令和5年 7月18日

埼玉労働局長  
久知良俊 二 殿

さいたま市大宮区桜木町4-883  
J A M 埼玉

会 長 今 井 信 博

さいたま市北区植竹町1-324  
日本化学エネルギー産業労働組合連合会埼玉地方連絡会  
議 長 田 中 勇 希

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

### 記

#### 1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者3,490名。

#### 2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃又は片付けの業務
  - ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

#### 3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金

#### 4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

6. 添付書類

- ①労働協約の写し、②賃金の最低額に関する労使協定の写し、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写し、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面

埼玉県における光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の事業所数と労働者の概数

令和5年事業所調査

適用労働者数
3,490人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	4事業所	1,827人
合計	4事業所	1,827人

## 賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

光学

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間額 <small>小数点以下切り上げ</small>	昨年時間額
1			169,400	7.92	158.00	1,070	1,050
2			175,000	8.00	161.33	1,085	1,060
3			175,000	8.00	161.33	1,085	1,060
4			179,000	8.00	158.00	1,133	1,070

2023時給平均	1093
2022時給平均	1060

令和5年 7月18日

埼玉労働局長  
久知良俊二殿

上尾市1-1  
全日本自動車産業労働組合総連合会埼玉地方協議会  
議長 二階堂祐輔

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、埼玉県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出致します。

### 記

#### 1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自動車を含む）を除く。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹株式会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者21,350名。

#### 2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

埼玉県の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自動車を含む）を除く。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹株式会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満及び65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

#### 3. 決定を申し出る最低賃金の件名

埼玉県自動車小売業最低賃金

#### 4. 申出の内容

上記3の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

#### 5. 申出の理由

申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の決定を求めるものである。

6. 添付書類

①労働協約の写し、②賃金の最低額に関する労使協定の写し、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写し、③機関決定の写し、④申出代表者に対する委任状、⑤それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面、⑥賃金格差の存在を示す疎明資料

埼玉県における自動車小売業の  
労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は、使用者の範囲

1. 埼玉県における自動車小売業の事業所数と労働者の概数

令和5年事業所調査

適用労働者数
21,350人

2. 1のうち最低賃金の改正の決定を求める申し出に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	適用労働者数
労使協定	11事業所	5,374人
機関決定	7事業所	2,195人
合計	18事業所	7,567人

## ①賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせ等の内訳

自動車小売

	事業所名	組合名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間給 小数点切り上げ	昨年時間額
1			169,500	7.50	155.63	1,090	1,090
2			182,300	7.50	155.00	1,157	1,081
3			186,400	8.00	163.33	1,141	1,028
4			195,100	8.00	163.33	1,195	1,116
5			173,000	7.50	158.13	1,095	1,046
6			168,000	7.50	158.13	1,063	1,031
7			170,200	7.75	160.00	1,063	1,021
8			175,000	7.83	162.54	1,077	1,254
9			177,100	7.50	161.88	1,095	*
10			168,000	7.50	158.13	1,063	*
11			180,000	8.00	162.67	1,107	1,051

## ②最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が行われている労働組合の労働時間

	機関決定を行った団体名	月額金額	1日の所定 労働時間数	1ヶ月の所定 労働時間数	時間給 小数点切り上げ
1			7.66	162.92	
2			7.66	162.92	
3			7.94	161.88	
4			7.75	158.23	
5			7.66	160.36	
6			7.50	160.63	
7			7.50	160.00	

2023時給平均	1104
2022時給平均	1074



令和4年3月4日

埼玉地方最低賃金審議会 申し合わせ

## 特定最低賃金の審議について（ガイドライン）

埼玉県の特定最低賃金（以下「特賃」という。）は、地域別最低賃金（以下「地賃」という。）との金額差が縮小しており、改定の必要性の有無の判断が審議スケジュールに影響を与えるまでになっている。

については、特賃の必要性の有無の判断に当たって、下記の点を踏まえて調査審議を行うこととする。

また、地賃の水準や産業構造の変化等の影響に鑑み、この申し合わせも含めて、特賃について、引き続き誠実に協議を行うこととする。

### 1 各年度における特賃の改定の必要性の有無について

- (1) 最低賃金法第15条に基づく改正の申出が行われた際、当該申出にかかる労使協定の企業内最低賃金の最低額（以下、「最低協定額」という。）が、前年度の申出にかかる最低協定額よりも1円以上引き上げられていた場合は、申出のあった特賃は改定の必要性有の方向で審議する。
- (2) 最低賃金法第15条に基づく改正の申出が行われた際に、最低協定額が前年度の最低協定額と同額以下だった場合は、当該年度から起算して3年間については、改定の必要性有の方向で審議する。

### 2 特賃額改定の目安

改定額は、社会情勢を踏まえて、「企業内最低賃金に関する協約金額の増加額等労働者の賃上げの状況」、「地賃の引上げ額」、「鉱工業生産指数等による理論値」等を目安としつつ検討する。

以上